

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法
第十七条第一項の規定により都市計画の変更の案を縦覧に供する。

令和八年九月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類

春日部都市計画都市再開発の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

春日部都市計画区域の区域

三 縦覧場所

埼玉県都市整備部市街地整備課、埼玉県越谷県土整備事務所、春日部市都市整
備部都市計画課

四 縦覧期間

令和八年九月四日から令和八年九月十八日まで